

平成30年12月14日

「平成31年度税制改正大綱」についてのコメント

一般社団法人不動産協会
理事長 菰田正信
(三井不動産(株)社長)

本日決定された「平成31年度税制改正大綱」では、最重点要望と位置づけていた「消費税率引上げに伴う住宅取得への対応」について、住宅ローン減税の控除期間の延長が認められた。すまい給付金等の既定の拡充措置とあわせ、住宅市場における大規模な駆け込みと反動減を回避し、経済に悪影響を及ぼさないための効果的な措置として評価している。

また、「都市再生促進税制」、「土地の売買等に係る登録免許税の特例」、「Jリート等の登録免許税及び不動産取得税の特例」をはじめ、都市、住宅、土地等に係るその他の主要な要望についても延長等が認められた。都市の国際競争力強化や多様なニーズに対応した質の高い住宅ストックの形成、不動産事業の推進等に資するものであり評価している。

ご尽力頂いた関係各位に対して、厚く御礼申し上げたい。

なお、住宅消費税対策については、予算措置として、一定の省エネや耐震性等を満たす住宅に対するポイント制度の創設が別途検討されているところと承知しているが、税制とともに、消費税率引上げ後の住宅の購入等にメリットが出る、より実効性の高い内容となるようお願いしたい。また、それらの措置等について、できるだけ早い段階で国民に分かりやすく周知して頂きたい。

我が国経済の緩やかな回復が続く中、今回の税制改正を踏まえ、当協会としても、魅力的なまちづくりや豊かな住生活の実現に向け、経済の力強い成長に貢献して参りたい。

以上